

市制施行 70 周年記念功労表彰候補者の推薦について (感謝状の贈呈)

1. 推薦の基準

下記の表の基準と基準年数を満たす方が対象となります。

市政功労者 表彰規則	基準	基準年数
第5条 第2号	1 社会福祉の向上、保健衛生の改善等に寄与した個人または団体 2 地域安全の推進等に寄与した個人または団体 3 産業、建設等の振興に寄与した個人または団体 4 教育、体育、文化、芸術等の振興に寄与した個人または団体 5 まちづくり事業、環境保全の推進等に寄与した個人または団体 6 人権擁護または人権啓発の推進等に寄与した個人または団体 7 市民の模範とするに値する善行または奇特な行為のあった個人または団体	<u>20年以上</u>
	8 上記に定める職の在職期間の通算合計が基準年数を超える場合（1から7を通算する場合）	<u>30年以上</u>
第3号	前各号に定めるもののほか、特に市長が市政の振興発展に寄与したと認める個人または団体	

※基準年数については、団体での功績と個人での功績とを通算することはできません。

(例：団体活動の一員として10年活動され、その後、個人として5年活動された場合など)

2. 被表彰者の資格

単に基準年数が経過しているばかりでなく、真に表彰に値する顕著な功労があり、犯罪関係はもとより、市税および市の歳入金等の滞納がなく、本人の社会的評価等が顕著な方が対象となります。

3. 調査期日

令和6年4月1日を基準とします。

4. 選考

市の各担当課所属長から内申のあった方の中から、草津市市政功労者表彰選考委員会が被表彰者を決定します。

5. その他推薦にあたっての注意事項

- (1) 功績に団体としての活動を含む場合は、その所属団体を通じて市の各担当課へ御相談ください。
- (2) 過去に周年記念事業において、表彰や感謝状の贈呈を受けられた方は対象外となりますが、以後の功績が表彰時の功績と異なる場合は、この限りではありません。
(例：前回 町内会長で表彰され、今回は社会功労で該当される場合など)
- (3) 既に亡くなられている方や、市制施行（昭和29年10月15日）以前のみの功績の方は対象外となります。